

仕様書

- 1 業務名
アイヌ文化交流センター浄化槽維持管理業務
- 2 履行場所
札幌市アイヌ文化交流センター（札幌市南区小金湯27番地）
- 3 履行期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 対象施設等の概要
 - (1) 所在地等

所在地	札幌市南区小金湯27番地
竣工	平成14年11月
延床面積	2,567m ²
来館者数	38,907人／年（令和6年度実績）
 - (2) 関係参考資料
浄化槽設備図面 別紙のとおり
- 5 業務目的及び概要
本業務は、札幌市アイヌ文化交流センターに設置している浄化槽の機能を充分に発揮させるため、機能保全及び安全確保を図ることを目的とする。
本業務の仕様は本仕様書によるほか、建築保全業務共通仕様書（国交省）、建築基準法、環境省関係浄化槽法施行規則による。また、仕様書と現地の状況に相違が生じた場合、及び天候その他不可抗力等による業務の遂行が不可となった場合は、受託者は担当職員に確認して指示を受けなければならない。
- 6 業務内容
 - (1) 対象設備

合併処理浄化槽	間欠ばっき方式(活性汚泥方式)
	処理対象人員 264人
	処理水量 51.48m ³ /日
	放流水質 BOD10mg/l以下
 - (2) 維持管理項目
 - ア 処理槽設備の機能管理(異物等の混入状況、ばっ気の状況、沈殿槽の状況等)
 - イ 処理槽設備の機器点検(機器の内訳は別添のとおり)
 - ウ 処理槽の水質管理(色相・臭気・水温・PH・透視度・SV/MLSS・DO)及び調整
 - エ 汚泥の引き抜き及び清掃【履行期間中に年1回実施】
 - オ 水質検査(生物学的酸素要求量・化学的酸素要求量・水素イオン濃度・浮遊物質量・大腸菌群数)【履行期間中に1回実施】
 - (3) 技術者の派遣
上記(2)の業務を実施するため、【週に1回】技術者(浄化槽管理士)を派遣すること。
 - (4) 記録及び報告

受託者は、本仕様書に定める業務を行った結果を速やかに記録し、文書にて報告すること。なお、緊急を要するものについては直ちに記録、報告するものとする。

7 提出書類

(1) 契約時

契約後、速やかに以下の書類を提出すること。また、内容に変更のあった場合は直ちに変更届を提出すること。（いずれも様式任意）

- ア 従事者に係る浄化槽管理士免許（写）
- イ 業務工程表（計画書）

(2) その他

毎月、指定期日までに以下の書類を提出すること。

- ア 業務報告書
- イ 完了届

8 契約金額の支払い

上記7(2)の提出後、委託者の検査終了後に支払う。（計12回）

9 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者との協議により定めるものとする。
- (2) 業務実施日時については、事前に委託者の承認を受けること。
- (3) 業務を遂行するために必要な機具及び消耗品等は受託者の負担とする。
- (4) 業務の履行に際し、業務に関する法律等関係法令を遵守し行うこと。
- (5) 必要な安全管理を行い、業務員の事故防止に注意するとともに、受託者は受託者の責任により生じた故障、破損及び事故等に対する一切の責任を負うこと。
- (6) 本業務で知り得た施設内の情報については、みだりに口外することのないよう留意すること。
- (7) 本業務の履行においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

10 担当

札幌市市民文化局市民生活部アイヌ施策課

TEL：011-211-2277 メール：ainushisaku@city.sapporo.jp